

議案第56号

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 環境配慮住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした個人に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 環境配慮住宅 建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした者に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、当該各号に定める額を前項に規定する合計額に

- (1) 伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅 32万円
(2) 伝統技術活用住宅 (前号に掲げる住宅を除く。) 15万円
(3) 環境配慮住宅 (第1号に掲げる住宅を除く。) 17万円

加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。

- (1) 伝統技術活用住宅 15万円
(2) 環境配慮住宅 7万円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。